

〈令和3年度札幌市民防災センター展示施設運営業務〉

公募型企画競争

提案説明書

令和2年10月

札幌市消防局

令和 2 年札幌市告示第 5720 号に基づく企画競争については、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

## 1 | 契約の概要

### (1) 契約方法

公募型企画競争（プロポーザル）により選定された契約候補者との随意契約（令和 4 年度以降の契約の方式、委託期間については未定）

### (2) 告示日

令和 2 年 10 月 15 日（木）

### (3) 履行期間

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日（木）から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日（木）まで

## 2 | 業務の目的

本業務は、札幌市民防災センター（以下、「防災センター」という。）展示室において、来館者に対し各種展示施設の案内・説明等を行い、市民の防火・防災に関する知識・技術・意識の向上及び高揚を図ることを目的としている。

## 3 | 業務内容

### (1) 名称

令和 3 年度札幌市民防災センター展示施設運営業務

### (2) 仕様等

別添「令和 3 年度札幌市民防災センター展示施設運営業務仕様書」のとおり

ただし、ここに示す仕様書については、企画提案の参考となるよう暫定的に作成したものであり、正式な仕様書については、本市と契約候補者との協議により作成されるものであることに留意すること。

#### 4 | 年間スケジュール（例）

以下は年間の運営スケジュールの一例である。

時 期	業 務
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の点検及びメンテナンス</li> <li>来館者への対応及び報道機関等による取材への対応</li> </ul>
夏季	イベント（1回目）
冬季	イベント（2回目）

#### 5 | 来館者数（令和元年度・令和2年度（9月30日まで））

##### ▼令和元年度

個人	年齢						小計 (A)	団体		総合計 (A+B)
	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大人 (19~65歳)	高齢者		団体数	利用者数 (B)	
4月	820	750	45	3	1,559	48	3,225	58	1,015	4,240
5月	658	563	39	12	1,510	97	2,879	89	1,640	4,519
6月	703	487	24	12	1,366	83	2,675	170	3,568	6,243
7月	856	846	59	73	1,887	108	3,829	174	3,865	7,694
8月	1,269	1,232	208	29	2,582	124	5,444	137	2,590	8,034
9月	824	793	56	30	1,793	80	3,576	208	4,152	7,728
10月	796	602	34	16	1,706	70	3,224	172	4,112	7,336
11月	723	614	42	3	1,426	64	2,872	126	2,688	5,560
12月	491	285	27	9	926	45	1,783	60	1,188	2,971
1月	703	421	33	12	1,263	100	2,532	50	824	3,356
2月	514	207	16	10	1,043	58	1,848	40	671	2,519
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8,357	6,800	583	209	17,061	877	33,887	1,284	26,313	60,200

※3月は新型コロナウイルス感染症対策のため休館

▼令和2年度（9月30日まで）

個人	年齢						小計 (A)	団体		総合計 (A+B)
	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大人 (19~65歳)	高齢者		団体数	利用者数 (B)	
4月	52	14	4	0	65	4	139	0	0	139
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	207	46	7	0	318	7	585	0	0	585
7月	293	91	19	6	478	6	893	0	0	893
8月	406	178	21	3	708	53	1,369	0	0	1,369
9月	435	167	84	4	655	23	1,368	0	0	1,368

※4月1日～6日、4月14日～5月31日は新型コロナウイルス感染症対策のため休館

## 6 | 予算規模

59,000千円（税込み）を上限額とする。

※契約金額は、契約内容により変動する。

※原則として、委託費を契約期間内に分割して毎月支払うこととする。

## 7 | 企画提案書の内容

以下のそれぞれの項目について、防災センターへの来館促進を念頭に置き、防災センターでの体験や学びを通じて、防火・防災に対して理解や関心を効果的に深めることができるような企画を考え、提案すること。

なお、学習できる災害は、地震や火災などに限定せず、幅広く対象とし、また、発災前の備えから災害復旧まで、体系的に学ぶことができる企画が望ましい。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、感染拡大防止対策を講じることを前提として提案することとし、その中でも最大限の効果をあげられるよう、企画に工夫を凝らすこと。なお、告示日現在、防災センターにおいて実施している感染拡大防止対策は別紙1のとおりであるので、参考にすること。（感染防止対策の内容は委託者と協議し、変更することができる。）

### (1) 平等利用の確保

あらゆる来館者が平等に利用することができ、防災学習等の機会を等しく得られるような工夫や手立てを企画し、提案すること。

## (2) 幅広い年齢層の来館者獲得

上記5「来館者数」を参考に、年代に偏りなく来館いただけるような企画を提案すること。

## (3) 展示室内の有効活用

防災センター2階、展示室内の空きスペースや壁などを有効活用して、効果的に学べるような企画を提案すること。

## (4) イベントの実施

ア 防火・防災意識の高揚、防災教育に資するイベントを、履行期間内に2回以上開催することを想定し、企画を提案すること。ただし、開催場所については、展示室外やオンラインによる開催も可とする。

イ 他の文教施設（例えば、札幌市青少年科学館や千歳市防災学習センターなど）や企業、消防団、ボランティア及びその他の団体等とタイアップし、相乗効果が得られるようなイベントを歓迎する。

## (5) その他

上記に示した項目のほか、提案者の専門的な見地から、防災センターへの来館をより促進する企画や、防火・防災に関する知識・技術を効果的に学べる企画の提案がなされることを歓迎する。

また、各種学校での社会科や総合的な学習の時間等における学習指導を支援するような企画や、オンデマンドの来館者向け学習プログラムの企画を歓迎する。

## 8 | 参加資格

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和2年度に有効な札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に記載されていること。
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (3) 会社再生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではなく、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用するものでないこと。
- (6) 本業務について十分な職務遂行能力を有し、適切な業務執行体制をとれること。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例 6 号）第 2 条に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与がある者ではないこと。

※参加資格の審査を通過した者には、審査（プレゼンテーション等）の実施日時と合わせて通知する。（通知の期日については下記 12「参加手続きに関する事項」を参照）

## 9 | 選定方法

本市職員及び外部の学識経験者等からなる「令和 3 年度札幌市民防災センター展示施設運営業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において総合的に審査し、最も優れた企画提案者を入選者として選抜する。

### (1) 審査の方法

ア 各企画提案者がプレゼンテーション（以下、「プレゼン」という。）を行い、実施委員会のヒアリングを実施する。このとき、別紙 2「評価項目及び評価基準表」（以下「評価基準表」という。）により評価を行い、この合計点数が一番高い 1 者を入選者として選抜する。

イ プレゼン等の出席者は参加意向申出書（様式 2）に記載された担当者を含む最大 3 名までとする。

ウ プレゼン等の実施時間は 40 分以内（プレゼン（提案説明）20 分、ヒアリング（質疑応答）20 分）とし、審査の間は、事業者名を特定できるような表現はしないこと。

ただし、企画提案者数に応じて変更することがある。

エ プレゼン等の実施順については、実施委員会委員長が事前に決定する。

オ プレゼン等の際、企画提案者がパソコン等の電子機器を持ち込み、モニター（実施委員会が用意）へ画像等を表示することは可とする。ただし、モニターには、事業者名を特定できるもの（会社名、ロゴ、個人名等）は一切表示してはならない。

なお、事前にモニターの接続方法、動作等を確認（テスト）したいときは、プレゼン等の前日までに下記 18「問い合わせ先・提出先」へ申し出ること。

カ 企画提案者が 1 者の場合、評価基準表の評価点の合計点の実施委員会の定める最低評価基準点 840 点（最高得点の 6 割：200（点）×7（人）×0.6）を超えていれば入選とする。

キ 実施委員会による採点と同点の場合は、評価基準表における項目①から⑦の評価の合計点が一番高い者を入選とする。

ただし、評価基準表における項目①から⑦の評価の合計点も同点であるときは、同点の者を対象にくじ引きを行い、その結果により入選者を決める。

ク 審査の結果については、各企画提案者に対し書面にて通知する。

## (2) 委託相手方の選定及び契約について

本業務の委託については、原則として入選者を契約候補者とし、契約候補者と具体的な契約内容及び委託金額について協議したうえで、随意契約を行うものとする。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。（手続きに関しては、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）による。）

また、入選者との協議が不調に終わった場合や下記ア～ウの事項に該当する場合は、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ア 企画提案書等への虚偽の記載など、不正とみなされる行為が発覚した場合

イ 入選者が「参加資格」（上記 8）を満たさなくなった場合

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったことが発覚した場合

## 10 | 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなら

ない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

## 11 | 質問の方法

質問は次に示す提出期限までに、質問書（様式1）により下記18「問い合わせ先・提出先」まで郵送又は持参し、若しくは電子メールにより提出すること。

ただし、電子メールにより提出するときは、件名を「札幌市民防災センター展示施設運營業務に関する質問」とし、質問書のデータを添付すること。なお、口頭（電話）による質問は一切認めない。

- (1) 提出期限 令和2年10月23日(金)午後5時(必着)
- (2) 令和2年10月30日(金)までに質問者に対して回答するものとし、原則、質問と回答は札幌市公式ホームページ上で公表する。

**URL** <http://www.city.sapporo.jp/shobo/tenji/kikakukyoso/kikakukyoso.html>

ホーム > 防災・防犯・消防 > 消防・火災予防 > 組織・関連施設 > 市民防災センター >

「令和3年度札幌市民防災センター展示施設運營業務」公募型企画競争

## 12 | 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

企画提案の公募開始	令和2年10月15日(木)
質問書（様式1）の提出期限	令和2年10月23日(金)
質問に対する回答期日	令和2年10月30日(金)
参加意向申出書（様式2）提出期限	令和2年11月11日(水)
参加資格の審査結果通知期日	令和2年11月16日(月)～ 20日(金)
企画提案書等提出期限 ※参加資格審査通過者のみ	令和2年12月16日(水)
プレゼンテーション及びヒアリング (審査)	令和2年12月21日(月)～ 同月25日(金)

## (2) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

下記 18「問い合わせ先・提出先」にて配布するほか、札幌市公式ホームページ上でダウンロードすることができる。(URLは上記 11「質問の方法」に同じ。)

## (3) 提出書類

ア 下表の提出書類について、(a)及び(b)は **1部**、(c)から(g)を一まとめにして **15部** (正本1部、副本14部) 作成し、それぞれの提出期限までに下記 18「問い合わせ先・提出先」へ郵送(書留)又は持参により提出すること。

また、(c)から(g)は、電子データを電磁的記録媒体(CD-R、DVD等)に記録し、又は電子メールに添付して下記 18まで送付すること。

ただし、持参による提出については、提出期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までに行うこと。

なお、提出された書類はいずれも返却しないので注意すること。

提出書類		提出期限
(a)	参加意向申出書(様式2)	令和2年11月11日(水) 午後12時00分【必着】
(b)	札幌市競争入札参加資格認定通知書の写し	
(c)	企画提案者概要(様式3)	令和2年12月16日(水) 午後12時00分【必着】
(d)	業務実施体制表(様式4) ※業務実施体制について、組織体制、担当業務、担当人員及び業務処理責任者の配置等を図示すること。 また、非常時に適切に対応できる体制、配置、教育及びプログラム等について記載すること。	
(e)	業務実施計画書(様式5) ※業務履行期間中の実施計画について記載すること。なお、開館準備及び職員研修等の計画についても可能な限り詳細に記載すること。	
(f)	企画提案書 ※上記1「契約の概要」～7「企画提案書の内容」を熟読し、作成すること。	

	積算書	
(9)	※積算根拠が分かるように記載すること。なお、 本積算額が契約額となるとは限らない。	

(注) 提出期限を過ぎた場合、いかなる理由があっても受理しないので、時間に余裕をもって提出すること。

イ 提出書類の体裁は、日本産業規格 A 4 で、両面印刷（長辺とじ）とする。

ウ 書体は自由で、写真、挿絵及び図表等の使用は可とする。

エ 提出にあたっては、一式をクリップ等で留め、ステープラ（いわゆるホチキス）は使用しないこと。また、ページが複数になるときは、番号を記すなどして乱丁や落丁がないよう対策を講じること。

オ 公平に評価を行うため、副本（14 部）には、企画提案をする 事業者名が特定できる表現（会社名、ロゴ、個人名等）を一切記載してはならない。

カ 企画提案書の作成にあたり、防災センターの見学を希望する場合は、下記 18「問い合わせ先・提出先」まで申し出ること。

キ 上記の方法が守られていない場合、書類を受理しないことがあるので、細心の注意を払うこと。

### 13 | 失格事項

本件企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、本件企画競争における提出書類は受け付けず、若しくは評価せず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をするなど、不正の行為をした者
- (2) 本提案説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった者

- (4) 本件企画競争の手續期間中に上記 8 に示す参加資格を有しないこととなった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、委託者が不適切であると判断した場合

#### 14 | 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 納入される物品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合、当該著作権の使用に係る一切の手續き及び費用については、企画提案者の負担と責任において行うこと。
- (3) 企画提案者は、札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合において、札幌市はあらかじめ企画提案者に通知する。
- (4) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者がもつ著作権等のいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- (5) 企画案の利用について、第三者から権利の侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (6) 提出された企画案その他の企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

#### 15 | 参加資格についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由に係る苦情を申立てることができる。

## 16 | 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、市長に対し、自らの評価について疑義の申立てをすることができる。

## 17 | その他の留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限を過ぎた後の書類の訂正、追加又は差し替え等の変更は一切認めない。
- (3) 参加意向申出書（様式2）に記載された担当者は、札幌市が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (5) 参加意向申出書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。

## 18 | 問い合わせ先・提出先（発注担当）

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目

札幌市消防局総務部総務課 企画広報係（札幌市民防災センター担当）

電話 011-215-2010 Fax 011-281-0101

電子メールアドレス [somu.shobo-kikakukoho@city.sapporo.jp](mailto:somu.shobo-kikakukoho@city.sapporo.jp)

## 19 | 契約担当

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目

札幌市消防局総務部施設管理課 施設係

電話 011-215-2030 Fax 011-271-0814

## 1 見直しの目的及び現運営上の課題

### <見直しの目的>

- ①外出自粛の段階的緩和に合わせた最適な施設運営
- ②「新北海道スタイル」を反映した感染予防対策の実施
- ③事業目的達成のための来館者数回復

### <現運営上の課題>

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大時期に決定した感染予防対策をベースとして運用を継続しており、**自粛緩和や「新北海道スタイル」に合わせた対策の整理・見直しが必要**である。
- ②体験型の施設の利用を通じて、防火・防災思想の普及啓発をし、災害への備えとして必要な知識・技術を習得するという当センターの整備目的を果たすため、感染予防対策を実施しながらも、**可能な限り体験施設を利用できるよう運用する必要**がある。

## 2 課題解決のための新たな運営方法

### ①来館者・職員双方の「新北海道スタイル」実践

道が示している「新北海道スタイル」は、社会的距離をとることなど、道民（＝来館者）が取り組む「新しい生活様式」と事業者（＝職員）が取り組む「7つのポイントプラス1」からなる。

事業者のなすべき8つの取り組みを実践しながら、来館者側も「新しい生活様式」にそった利用ができるよう、掲示物（注意表示）などによりお知らせする。

### ②最大収容人員の制限の見直し

感染予防上、1人あたりに確保すべき面積を12.5㎡（人を中心とする半径2mの円の面積）、展示室内の体験コーナー部分以外の部分を人が占有・滞留する部分とし、その面積（約216.52㎡）を1人あたりの面積で除した商は17（人）である。運営に必要な配置職員数が最大7人のため、来館者の入場は**最大10人として制限**することとする。

### ③予約優先制の導入

予約のない飛び込みの来館の場合、収容人員が上限に達しているときは外で待機してもらったり、待てないときにはお引き取りいただいたりすることが想定される。できる限り確実に入館していただくため、10人以上で受付けていた団体予約の枠を個人（1人～）にも広げ、**予約者を優先**とする。

1コマ60分で予約枠を用意 ①9：30～10：30、②10：30～11：30、…(体験50分+消毒10分)

### ④休止コーナーの部分的再開

暴風体験については、外気を送風する方式（奈良市防災センター）などを除き、循環する空気汚染とその吹き付けによる感染が懸念されることから休止している施設が多い。本市施設は送風を停止することができるため、常時換気をして、映像のみの視聴による体験として再開する。

また、煙避難体験については、口や鼻を覆って飛沫を抑えたなかでの体験となることから、平常通り利用できるようにしている施設（東京都など）も見受けられたが、本市施設では、頻繁な換気によるスモーク用液の過剰消費やエアロゾルによる影響を避けるため、再開後も、密閉してスモークを充填させることはしない。通常よりコースを短縮し、スモークの代わりにテープ等で煙を現示するなどして避難姿勢のみ体験できるようにする。

## 3 運用イメージ

	現行の対策	見直し後
災害バーチャル体験コーナー (3Dシアター)	・体験中は音量を下げ、ドア開放し換気する。 ・離隔距離を取って配置する（最大3名程度）	・消毒、換気など基本的なことは従前の例による ・パーティションの設置により、最大の同時利用人数を増やす。
地震体験コーナー	・離隔配置（2名） ・見学は外のモニターなど、離隔距離を保つ。	
消火体験コーナー	・離隔配置（1名） ・見学は外の窓など、離隔距離を保つ。	
救急体験コーナー	・各1名ずつ体験とする ・定期的な消毒が困難な場合、大型モニターによる上映のみとする。	
はしご車	・付近に消毒液を設置し、乗車前後の使用を促す。 ・定期的な消毒が困難な場合、乗車等の利用制限を行う。	
<b>休止</b> 煙避難体験コーナー	・当面休止とする ※体験中の換気が出来ず、各回ごとの消毒が困難なため	<b>再開</b> ・スモークマシンは使用しない。 ・短縮コースで避難姿勢のみの体験
<b>休止</b> 暴風体験コーナー	・当面休止とする ※循環中の風は体験終了まで排気できないため	<b>再開</b> ・送風を停止 ・映像のみの体験

予約方法や各コーナーの利用制限については、札幌市公式ホームページ上でお知らせする。

## 4 当運営方法の期間

令和2年9月15日（火）から当面の間とする。

ただし、特措法に基づく緊急事態宣言の発出や道知事又は札幌市長の要請・指示に基づき、又は、実際の運営の中で生じる不都合・不具合などがあれば、協議を実施して方法を変更する。

## 5 その他の合意事項

- 来館者の誘導や案内の方法、各コーナーの最大利用人数、予約の受付方法などは、受託者が実情に合わせて決定し、市民ニーズに配慮して柔軟に行うこと。ただし、感染予防上必要な限度を超えてはならない。
- 来館者専用の消毒液は、原則として消防局が調達し、札幌市防災協会はこれを各所に設置されたボトルへ補充する。
- 消毒その他の感染予防対策については、札幌市が提供する感染予防対策ガイドライン等を参考にしながら、受託者が状況に応じた適切な方法を案出し、展示施設運営業務として実施すること。
- 展示施設内の消毒に要する用品・消耗品は、原則として受託者が準備する。
- 展示施設内ではマスク等の物品を販売しない。
- 入館の制限については、感染予防上必要な限度において行うものとし、来館者には可能な限り体験や見学をしていただけるよう努めること。

## 評価項目及び評価基準表

選定基準	評価項目	配点	評価基準
I 来館者の平等利用の確保	① 来館者の平等利用の確保	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市有施設としての来館者の平等な利用を前提とした基本方針となっているか。</li> <li>●平等利用を確保するための方針及び取組み項目が適正かつ効果的なものとなっているか。</li> </ul>
II 施設の効用の最大化	② 業務実施の計画性	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の設置目的に合致した運営方針となっているか。</li> <li>●業務計画は十分な具体性、実行可能性はあるか。</li> <li>●安定的な運営が見込めるような業務計画となっているか(施設の維持管理を含む)。</li> <li>●札幌市から提示する委託料(契約限度額)の範囲内での提案か。また、その内訳は適切か。</li> </ul>
	③ 防火防災のガイダンス能力	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防火防災の知識・技術等が分かりやすく伝えられる体制作り(職員の配置、教育プログラムなど)がなされているか。</li> <li>●防火防災の知識・技術等が分かりやすく伝わるような工夫がなされているか。</li> <li>●来館者の年齢層等を考慮した説明の手法を提案しているか。</li> <li>●利用者の声を把握する方法とサービスへの反映方法、セルフモニタリング・事業評価等の仕組みが適切か。</li> </ul>
	④ 幅広い年齢層の来館者獲得	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅広い年齢層の来館が期待できる提案となっているか。</li> </ul>
III 組織体制	⑤ 執行体制	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務を円滑に進められる必要かつ十分な体制(組織及び財務状況)であるか。</li> <li>●管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか(雇用環境、処遇を含む)。</li> <li>●配置職員を確実に確保し得る採用計画となっているか。</li> <li>●配置職員の人材育成・研修計画(業務に必要な専門知識の教育や接遇の研修など)が適切か。</li> </ul>
	⑥ 類似業務実績	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業(法人)として委託業務の実行力を示す良好な類似業務の実績があるか。</li> </ul>
	⑦ 危機管理体制	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非常時に適切に対応できる体制及び配置、教育プログラムはあるか。</li> </ul>
IV 施設の性質に応じた項目	⑧ 展示室内掲示空間等の有効活用	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>●展示室内の余剰空間・壁体等の活用方法について、効果的かつ多様な観点から考えられているか。</li> </ul>
	⑨ イベントの実施	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イベントは、防火防災意識の普及啓発を効果的に実施できるような企画が提案されているか。</li> <li>●多数の来館者又は参加者が期待できる企画内容か。</li> </ul>
	⑩ イベントにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イベントには、適切な感染症拡大防止対策が盛り込まれているか。</li> </ul>
V その他	⑪ その他独自提案	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「専門的な見地からの来館者を促進する斬新な提案」や、「地域、他の市有施設、又は他の消防防災イベント等との連携など効果的な提案」など、防火・防災に関する知識・技術を効果的に学べる独自の提案があるか</li> </ul>
合計		200	

令和2年 月 日

所在地 :

社名(団体名) :

代表者 職・氏名 :

## 令和3年度札幌市民防災センター展示施設運営業務 公募型企画競争に関する質問書

下記について質問しますので、回答願います。

### 【質問事項】

### 【連絡先】

部署名 :

担当者氏名 :

Tel / Fax :

電子メール :

あて先 : 札幌市消防局総務部総務課

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目

札幌市消防局総務部総務課 企画広報係(札幌市民防災センター担当)

電子メールアドレス [somu.shobo-kikakukoho@city.sapporo.jp](mailto:somu.shobo-kikakukoho@city.sapporo.jp)

令和2年 月 日

(あて先)

札幌市長

所在地 :

社名(団体名) :

代表者職・氏名 :

印

担当者氏名(原則変更不可) :

### 企画競争参加意向申出書

下記のとおり、「令和3年度札幌市民防災センター展示施設運営業務」企画競争への参加資格を満たしていますので、参加を希望します。

なお、この申出書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

#### 記

- (1) 令和2年度に有効な札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登載されていること
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと
- (3) 会社再生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全でないこと
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではなく、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用するものでないこと
- (6) 本業務について十分な職務遂行能力を有し、適切な業務執行体制をとれること
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例6号)第2条に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与がある者ではないこと

## 企画提案者概要

① ※	法人名	
② ※	代表者 役職・氏名	
③ ※	本社所在地	〒
④ ※	ホームページのURL	
⑤	業種	
⑥	資本金	円
⑦	常用従業員数 (常用パート含)	事務系 (            人)    営業系 (            人) 技術系 (            人)    その他 (            人) 計 (                            人)
⑧	法人の沿革 (この範囲に要約 してください)	
⑨	最近3年間の主な 業務実績 (この範囲に要約 してください)	

※ 副本は①～④を空欄にすること。

業 務 実 施 体 制 表

○○株式会社（例） (TEL : ○○-○○-○○)	※1	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">統括管理者</td> </tr> </table>	統括管理者
統括管理者			

※ 上記点線枠内に、業務の作業分担や人数などの実施体制を記載すること。

○ 職員の確保について

【 確保済み ・ 今後確保予定 】（どちらかに○）

確保済みである場合には、その内容・理由について、今後確保する場合には確保するまでの計画について、可能な限り詳細に記載すること。

※1 副本は、社名等・電話番号欄は記載しないこと。

※2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

○ 危機管理体制について

非常時に適切に対応できる体制及び配置について、枠内に記載すること。

○ 職員の教育・研修プログラムについて

※3 事業者名が特定できる表現（会社名、ロゴ、個人名等）は一切記載しないこと。

## 業務実施計画書

令和3年度

	実施内容	備考
開館準備 時期		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		